

令和 8 年度滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)秋試験 SPI 試験型(技術系)
採用予定日に関する Q&A

【大学生の採用時期】

Q1. 博士課程を令和 9 年度末に修了予定です。採用予定日を令和 10 年 4 月 1 日とすることは可能ですか。

A. 大学 3 年生の人と同様の扱いとなり、採用予定日は原則として令和 10 年 4 月 1 日です。

Q2. 今年度大学を卒業予定なのですが、今年受験し、もし今年度末に卒業することができなくなった場合、採用予定日を令和 10 年 4 月 1 日とすることは可能ですか。

A. できません。採用予定日は原則として令和 9 年 4 月 1 日です。

Q3. 大学 4 年生ですが、受験時点で留年が確定しており令和 8 年度末に卒業することができません。採用予定日を令和 10 年 4 月 1 日とすることは可能ですか。

A. できません。採用予定日を令和 10 年 4 月 1 日とすることができるのは、大学 3 年生など、今年度最終学年に属しておらず、かつ次年度が最終学年である人であり、今年度大学 4 年生等の最終学年に属している人の採用予定日は原則として令和 9 年 4 月 1 日です。

Q4. 大学 4 年生ですが、卒業後 1 年間採用を猶予してもらい、採用予定日を令和 10 年 4 月 1 日とすることは可能ですか。

A. できません。採用予定日を令和 10 年 4 月 1 日とすることができるのは、大学 3 年生など、今年度最終学年に属しておらず、かつ次年度が最終学年である人であり、今年度で大学 4 年生等の最終学年に属している人の採用予定日は原則として令和 9 年 4 月 1 日です。

【中退の扱い】

Q5. 大学生ですが、大学を中退しても採用してもらえますか。

A. 原則として、卒業は要件としていませんので可能です。ただし、採用予定日に 21 歳以下である場合は卒業しないと採用されません。

Q6. 大学 3 年生ですが、中退して令和 9 年 4 月 1 日に採用してもらうことは可能ですか。

A. 大学 3 年生の方については卒業後の採用を想定していますが、仮に中退される場合、令和 9 年 4 月 1 日時点で 22 歳以上であれば可能です。21 歳の方の場合、採用予定日は令和 10 年 4 月 1 日となります。

【大学生以外の採用時期】

Q5. 短大を来年度末に卒業予定ですが、採用予定日を令和10年4月1日とすることは可能ですか。

A. できません。なお、短大生の場合、令和9年4月1日時点で21歳以下の方は受験資格がありません。

Q6. 専門学校を令和9年度末に卒業予定です。採用予定日を令和10年4月1日とすることは可能ですか。

A. 卒業予定の学校が、大学と同等と滋賀県人事委員会が認める学校であれば、採用予定日は原則、令和10年4月1日となります。

その他の学校の場合、採用予定日は原則として令和9年4月1日です。なお、この場合、令和9年4月1日時点で21歳以下の方は受験資格がありません。詳細は人事委員会事務局までお尋ねください。